

あなたの意見をお聞かせください

那須地域定住自立圏

地域公共交通網形成計画パブリックコメント募集



那須塩原市を中心市とし、大田原市、那須町、那珂川町の2市2町で構成する定住自立圏内では、「多自然地域と居住都市の新たな共生」を自然を育み、魅力・活力に満ちた圏域の創出を目指して、将来像とし、広域的な連携に取り組んでいます。

「那須地域定住自立圏地域公共交通網形成計画」(案)は、この取り組みの重点事項の一つである「公共交通」に対し、那須地域定住自立圏地域公共交通活性化協議会が、基本計画(案)として策定したものです。この案に対して圏域内の住民や企業から広く意見を募集します。

▼募集期間

11月1日(水)～30日(木)

※必着

▼意見を提出できる人

- ① 町内に住所を有する方
- ② 町内に事務所または事業所を有する個人及び法人等
- ③ 町内に存する事務所または事業所に勤務する方
- ④ 町内に存する学校に在学する方
- ⑤ 本手続きに係る事案に利害関係を有する個人及び法人その他の団体

▼計画(案)の閲覧場所

ふるさと定住課窓口または町ホームページからダウンロードすることができます。

▼提出方法・提出先

意見は、特定様式に記入してください。用紙はふるさと定住課の窓口にて備え付けてあるほか、町ホームページからもダウンロードできます。特定様式に記入のうえ、郵送、ファクシミリ、電子メールにてふるさと定住課宛て送付してください。また、直接提出する場合は、ふるさと定住課に提出してください。

▼意見の公表

提出された意見の内容や協議会の考え方を取りまとめ、ふるさと定住課窓口や町のホームページで公表します。なお、本件に直接関係のない意見に対する協議会の考え方は示しません。

▼問合せ

ふるさと定住課 公共交通係
☎ 726955
fax 721112
T 329-3292
那須町大字寺子丙313
✉ teijyu@town.nasu.lg.jp



平成30年度は固定資産(土地・家屋)の評価替えの年です

土地・建物の評価は3年ごとに見直すこととされており、これを「評価替え」といいます。

中でも、土地については利用状況が類似した地域(状況類似地域)を設定し、不動産鑑定評価額などの価格を基に固定資産の評価を行っていただく予定です。しかしながら、状況類似地域は利用状況や周辺環境の整備などにより、常に変化していきます。

そこで、平成30年度の評価替えでは、状況類似地域の大幅な見直しを実施します。そのため、一部の宅地については、今までと比較し評価額および税額が変更となる場合があります。

適正・公平な課税のため、皆さまのご理解とご協力をお願いします。

▼問合せ 税務課資産税係

☎ 726905

請求手続きはお済みですか? 第十回特別弔慰金



戦没者等の死亡当時のご遺族で、平成27年4月1日において公務扶助料や遺族年金等を受ける方がいない場合に特別弔慰金が支給されます。

請求がお済みでない方は、保健福祉課で手続きしてください。

▼対象者

- ① 平成27年4月1日までに弔慰金の受給権を取得した方
 - ② 戦没者等の子
 - ③ 戦没者等の父母、孫、祖父母、兄弟姉妹
- ※戦没者等の死亡当時、生計関係を有していること等の要件を満たしているかどうかにより、順番が

入れ替わります。

④ 上記①から③以外の戦没者等の三親等内の親族

※戦没者等の死亡時まで引き続き1年以上生計関係を有していた方に限りです。

▼支給内容

額面25万円、5年償還の記名国債

▼請求期間

平成30年4月2日(月)まで

※請求期間を過ぎると第十回特別弔慰金を受けることはできません。

▼問合せ

保健福祉課福祉係
☎ 726917